令和７年（フ）第１２２９号
京都市西京区下津林南大般若町９番地　プランドールワン　301
債務者　辻村　昌美
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　祥悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５１８号
相模原市中央区緑が丘１丁目25番16号
債務者　本山　瑠河
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　　馨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第５７号
岩手県奥州市水沢姉体町字水ノ口前84番地
債務者　西原　翔太
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第１０２７号
仙台市太白区八木山松波町18番３号　ティエラ松波102
債務者　渡邊かおり
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１１５号
仙台市宮城野区小田原１丁目４番26―302号
債務者　内海　広子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１６８号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目11番３―205号
債務者　四方　菜央
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２８号
宮城県気仙沼市内の脇一丁目10番１号　市営内の脇住宅１―403
債務者　菊池　　純
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第７７号
秋田県山本郡三種町川尻字安戸六前谷地43番地
債務者　田中　克憲
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第５１号
秋田県大館市釈迦内字山神台13番地１　サクラコーポ１号
債務者　神　　佑太
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第６６号
秋田県湯沢市上院内字釜ノ上176番地
債務者　伊藤美也子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第７１号
山形県鶴岡市道形町13番４号
債務者　佐藤　洋久
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第１８７号
福島市中町１番12号サンライズ中町ビルＡ棟1002号室
債務者　橘　　直美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２０３号
福島県伊達市月舘町糠田字上ノ内28番地、従前の住所栃木県宇都宮市御幸町92番地17レオパレスポワールみゆきⅡ102号室
債務者　桑島　　淳
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第３１号
福島県南相馬市原町区国見町一丁目15番地の６　夜ノ森パークサイドテラス北棟103号
債務者　澤田　愛美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第３５号
福島県相馬市馬場野字福迫283番地
債務者　大迫　哲也
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第３７号
福島県南相馬市原町区中太田字天狗田120番地の25
債務者　吉元　一人
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第１２１号
茨城県高萩市本町三丁目135番地　東陽ハイツＢ―103
債務者　鈴木　年夫
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部